

令和4年12月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

令和4年12月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和4年12月19日（月） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎4階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件 議案第26号 新潟市立学校管理運営に関する規則等の 一部改正について…………… 1</p> <p>第3 報告 ・新型コロナウイルス感染状況について……………当日配布 ・「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」について…当日配布</p> <p>第4 次回日程 1月定例会 令和 5年 1月 16日（月）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p> <p>第6 協議会 ・新潟市スポーツ推進計画 第3次「スポ柳都にいがた」プランに 対する意見について…………… 1</p>

付議事件

議案第26号

新潟市立学校管理運営に関する規則等の一部改正について

新潟市立学校管理運営に関する規則等の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和4年12月19日提出

新潟市教育委員会
教育長 井崎 規之

新潟市立学校管理運営に関する規則等の一部改正について

1 改正の趣旨

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、関係規則について所要の規定の整備を行うものである。

2 改正の概要

(1) 新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正によって生ずる、規則の規定中のいわゆる「条項ズレ」を解消すること。（第1条関係）

(2) 新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正

ア 地方公務員法の一部改正によって生ずる、規則の規定中の条項ズレを解消するとともに、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、用語を改めること。（第2条関係）

イ 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める職員に限る。）は、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、改正後の規則の規定を適用するものとする。（附則第2項関係）

(3) 新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例施行規則の一部改正

ア 地方公務員法の一部改正によって生ずる、規則の規定中の条項ズレを解消するとともに、所要の用語の整理を行うこと。（第3条関係）

イ 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用するものとする。（附則第3項関係）

3 施行期日

令和5年4月1日

新潟市立学校管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市立学校管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年新潟市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成29年新潟市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同条第3項第1号及び第3号並びに第6項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第17条第2号並びに第3号ア及びイ、第18条第1項ただし書、第2項並びに第4項第2号及び第3号並びに第20条第3項ただし書、第5項並びに第6項第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例施行規則(平成29年新潟市

教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の4」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用の欄」を「定年前再任用短時間勤務職員の項」に改める。

第4条第5号中「再任用異動」を「定年前再任用短時間勤務職員異動」に、「再任用職員の欄」を「定年前再任用短時間勤務職員の項」に、「再任用職員の額」を「定年前再任用短時間勤務職員の額」に、「第28条の4」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員異動」を「定年前再任用短時間勤務職員異動」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第2条の規定による改正後の新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(以下「新教育職員勤務時間規則」という。)第16条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、新教育職員勤務時間規則の規定を適用する。

(新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員及び令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第3条の規定による改正後の新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例施行規則(以下「新切替え規則」という。)第2条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同号及び新切替え規則第4条第5号の規定を適用する。

新潟市立学校管理運営に関する規則等の一部を改正する規則案 新旧対照表

○新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年新潟市教育委員会規則第1号)(第1条関係)

(下線部分は改正部分)

改正案	現行	備考
<p>(定義) 第2条 (略) 2 (略) 3 この規則で「職員」とは、新潟市職員定数条例(昭和25年新潟市条例第16号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員、新潟市臨時教育職員に関する規則(平成29年新潟市教育委員会規則第6号)が適用される職員及び新潟市臨時職員に関する規則(平成6年新潟市規則第23号)第2条第1号が適用される職員のうち新潟市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園に勤務するものをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 (略) 2 (略) 3 この規則で「職員」とは、新潟市職員定数条例(昭和25年新潟市条例第16号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員、新潟市臨時教育職員に関する規則(平成29年新潟市教育委員会規則第6号)が適用される職員及び新潟市臨時職員に関する規則(平成6年新潟市規則第23号)第2条第1号が適用される職員のうち新潟市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園に勤務するものをいう。</p>	

○新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成29年新潟市教育委員会規則第2号)(第2条関係)

(下線部分は改正部分)

改正案	現行	備考
<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第16条 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第12条第1項第1号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u>、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」)という。)又は育児短時間勤務職員等であって1週間ごとの勤務時間の時間数が同一であるもの(以下「同一勤務型職員」という。) 20日にその者の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た日数を乗じて得た日数</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>又は育児短時間勤務職員等で同一勤務型職員以外のもの 155時間に教育職員勤務時間条例第3条において準用する勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定</p>	<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第16条 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第12条第1項第1号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」)という。)又は育児短時間勤務職員等であって1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるもの(以下「同一勤務型職員」という。)</p> <p>20日にその者の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た日数を乗じて得た日数</p> <p>(2) <u>再任用短時間勤務職員等</u>又は育児短時間勤務職員等で同一勤務型職員以外のもの 155時間に教育職員勤務時間条例第3条において準用する勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により</p>	

<p>により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日数に換算して得た日数</p>	<p>定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日数に換算して得た日数</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年度における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第28条の5第1項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年度における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。</p>
<p>3 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第12条第1項第2号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 当該年度の中途において、新たに職員となった者(次号及び第3号に掲げる職員を除く。)その者の採用の月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(定年前任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等)にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数)(以下この条において「基本日数」という。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等(教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第12条第1項第3号に規定する地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等をいう。以下この条において同じ。)となつた者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等となつた日において新たに職員と</p>	<p>3 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第12条第1項第2号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 当該年度の中途において、新たに職員となった者(次号及び第3号に掲げる職員を除く。)その者の採用の月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等)にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数)(以下この条において「基本日数」という。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等(教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第12条第1項第3号に規定する地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等をいう。以下この条において同じ。)となつた者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等となつた日において新たに職員と</p>

<p>なったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員等である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)</p>	<p>なったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員が再任用短時間勤務職員等である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)</p>
<p>4・5 (略)</p> <p>6 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第12条第1項第3号の教育委員会規則で定める日数は、20日に当該年度の前年度における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(同号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員等である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)とする。</p>	<p>4・5 (略)</p> <p>6 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第12条第1項第3号の教育委員会規則で定める日数は、20日に当該年度の前年度における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(同号に掲げる職員が再任用短時間勤務職員等である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)とする。</p>
<p>7 (略)</p> <p>第17条 1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)の変更がなされるときは、当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数に、教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第12条第2項の規定により当該年度の前</p>	<p>7 (略)</p> <p>第17条 1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)の変更がなされるときは、当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数に、教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第12条第2項の規定により当該年度の前</p>

年度から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とする。ただし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合でこの条の規定により算定した年次有給休暇の日数が当該変更後の勤務形態を始める日の前日に有していた年次有給休暇の日数を下回るときは当該変更後の勤務形態を始める日の前日に有していた年次有給休暇の日数とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めた場合でこの条の規定により算定した年次有給休暇の日数が当該変更後の勤務形態を始める日の前日までには有していた年次有給休暇の日数を上回るときは当該変更後の勤務形態を始める日の前日に有していた年次有給休暇の日数とする。

(1) (略)

(2) 当該年度の初日において**定年前再任用短時間勤務職員等**及び育児短時間勤務職員等以外の職員であった者が、当該年度の初日後に1週間ごとの勤務日の数及び勤務日ごとの勤務時間の時間が同一である育児短時間勤務(以下この条において「同一型育児短時間勤務」という。)又は同一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不同一型育児短時間勤務」という。)を始める場合 20日(当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数が、当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数を上回る場合は、20日から当該上回る日数を減じて得た日数)

(3) 当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合(前号に掲げる場合を除く。) 第1号の日数(当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めた場合は、当該変更前の勤務形態を始めた

年度から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とする。ただし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合でこの条の規定により算定した年次有給休暇の日数が当該変更後の勤務形態を始める日の前日に有していた年次有給休暇の日数を下回るときは当該変更後の勤務形態を始める日の前日に有していた年次有給休暇の日数とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めた場合でこの条の規定により算定した年次有給休暇の日数が当該変更後の勤務形態を始める日の前日までには有していた年次有給休暇の日数を上回るときは当該変更後の勤務形態を始める日の前日に有していた年次有給休暇の日数とする。

(1) (略)

(2) 当該年度の初日において**再任用短時間勤務職員等**及び育児短時間勤務職員等以外の職員であった者が、当該年度の初日後に1週間ごとの勤務日の数及び勤務日ごとの勤務時間の時間が同一である育児短時間勤務(以下この条において「同一型育児短時間勤務」という。)又は同一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不同一型育児短時間勤務」という。)を始める場合 20日(当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数が、当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数を上回る場合は、20日から当該上回る日数を減じて得た日数)

(3) 当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合(前号に掲げる場合を除く。) 第1号の日数(当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めた場合は、当該変更前の勤務形態を始めた

日において前号又はこの号の規定により算定した日数)から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数が、当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数を上回る場合の当該上回る日数を減じて得た日数に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た日数(1日未満の端数がある場合はこれを四捨五入して得た日数)

ア **定年前再任用短時間勤務職員等**及び育児短時間勤務職員等以外の職員が同一型育児短時間勤務を始める場合、同一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする同一型育児短時間勤務(以下この条において「同一型再任用短時間勤務」という。)をしている職員が引き続き勤務形態を異にする同一型再任用短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が同一型育児短時間勤務若しくは同一型短時間勤務(地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「育児休業法」という。))第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。イにおいて同じ。)を終える場合 勤務形態の変更に前後する1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更に前後する1週間の勤務日の日数で除して得た率

イ **定年前再任用短時間勤務職員等**及び育児短時間勤務職員等以外の職員が同一型育児短時間勤務を始める場合、同一型再任用短時間勤務以外の再任用短時間勤務(以下この条において「同一型再任用短時間勤務」という。)をしている職員が引き続き

日において前号又はこの号の規定により算定した日数)から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数が、当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数を上回る場合の当該上回る日数を減じて得た日数に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た日数(1日未満の端数がある場合はこれを四捨五入して得た日数)

ア **再任用短時間勤務職員等**及び育児短時間勤務職員等以外の職員が同一型育児短時間勤務を始める場合、同一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする同一型育児短時間勤務(以下この条において「同一型再任用短時間勤務」という。)をしている職員が引き続き勤務形態を異にする同一型再任用短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が同一型育児短時間勤務若しくは同一型短時間勤務(地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「育児休業法」という。))第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。イにおいて同じ。)を終える場合 勤務形態の変更に前後する1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更に前後する1週間の勤務日の日数で除して得た率

イ **再任用短時間勤務職員等**及び育児短時間勤務職員等以外の職員が同一型育児短時間勤務を始める場合、同一型再任用短時間勤務以外の再任用短時間勤務(以下この条において「同一型再任用短時間勤務」という。)をしている職員が引き続き

<p>て勤務形態を異にする不同一型再任用短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不同一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち同一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更に際する1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更に際する1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(年次有給休暇の単位等)</p> <p>第18条 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。ただし、定年前任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、1日又は1時間とする。</p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、定年前任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等で同一勤務型職員以外のものの年次有給休暇の単位は、1時間とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項ただし書及び第2項の規定による1時間を単位とする年次有給休暇は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日に換算する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定年前任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等(前号に掲げる職員を除く。)で同一勤務型職員であるもの 勤務日ごとの勤務時間の時間数(1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間数)</p> <p>(3) 定年前任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等(第1</p>	<p>形態を異にする不同一型再任用短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不同一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち同一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更に際する1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更に際する1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(年次有給休暇の単位等)</p> <p>第18条 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。ただし、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、1日又は1時間とする。</p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等で同一勤務型職員以外のものの年次有給休暇の単位は、1時間とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項ただし書及び第2項の規定による1時間を単位とする年次有給休暇は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日に換算する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等(前号に掲げる職員を除く。)で同一勤務型職員であるもの 勤務日ごとの勤務時間の時間数(1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間数)</p> <p>(3) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等(第1号に掲</p>
--	--

<p>号に掲げる職員を除く。)で同一勤務型職員以外のもの 8時間 (特別休暇)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の2、第6号、第10号及び第12号から第15号までの規定による休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等で同一勤務型職員以外のものの当該休暇の単位は、1時間とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等の同項第2号の2、第6号、第10号から第15号まで及び第18号の特別休暇の期間は、次の各号に掲げる日数の範囲内 の期間とする。この場合において、同項第2号の2、第6号及び第10号から第15号までの特別休暇の期間については、その期間中に週休日、休日、及び代休日を含むものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 第1項第2号の2、第6号、第10号及び第12号から第15号までの規定による特別休暇で1時間を単位とするものは、次の各号に掲げる職員 の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日に換算する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員等又は育児短時間勤務職員等で 同一勤務型職員であるもの 勤務日ごとの勤務時間の時間数(7時 間45分を超える場合には、8時間とし、1時間未満の端数が あるときは、これを切り上げた時間数)</p>	<p>げる職員を除く。)で同一勤務型職員以外のもの 8時間 (特別休暇)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の2、第6号、第10号及び第12号から第15号までの規定による休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等で同一勤務型職員以外のものの当該休暇の単位は、1時間とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等の同項第2号の2、第6号、第10号から第15号まで及び第18号の特別休暇の期間は、次の各号に掲げる日数の範囲内の期間 とする。この場合において、同項第2号の2、第6号及び第10号から第15号までの特別休暇の期間については、その期間中に週休日、休日及び代休日を含むものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 第1項第2号の2、第6号、第10号及び第12号から第15号までの規定による特別休暇で1時間を単位とするものは、次の各号に掲げる職員 の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日に換算する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 再任用短時間勤務職員等又は育児短時間勤務職員等で同一勤 務型職員であるもの 勤務日ごとの勤務時間の時間数(7時間45分 を超える場合には、8時間とし、1時間未満の端数があると きは、これを切り上げた時間数)</p>
---	--

<p>(3) <u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>又は育児短時間勤務職員等で 同一勤務型職員以外のもの 8時間</p>	<p>(3) <u>再任用短時間勤務職員等</u>又は育児短時間勤務職員等で同一勤 務型職員以外のもの 8時間</p>
--	---

新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例施行規則(平成29年教育委員会規則第5号)(第3条関係)

改正後(案)	現行	備考
<p>(切替条例第4条に定める調整)</p> <p>第2条 切替条例第4条で定める調整は、以下の区分に応じ、当該各号による級及び号俸等とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 切替日の前日に地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第22条の4第1項の適用を受けている職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)で、切替日以降も定年前再任用短時間勤務職員となつている特定教職員 切替条例第3条の規定に関わらず、第2条の規定より切り替えられた俸給表及び級の定年前再任用短時間勤務職員の項の俸給</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(経過措置額の基準の特例)</p> <p>第4条 切替条例第6条の適用に際し、次に掲げる職員の切替日の前日の属する月に受けていた給料月額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 切替日に定年前再任用短時間勤務職員異動をした特定教職員 俦給与条例給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、切替日にその者が属する職務の級に属する職務の級に属する職務の級に属する俸給表及び職務の級に属する職務の級に属する俸給表及び第2欄に規定する俸給表及び第2欄に掲</p>	<p>(切替条例第4条に定める調整)</p> <p>第2条 切替条例第4条で定める調整は、以下の区分に応じ、当該各号による級及び号俸等とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 切替日の前日に地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第28条の4の適用を受けている職員(以下「再任用職員」という。)で、切替日以降も再任用職員となつている特定教職員 切替条例第3条の規定に関わらず、第2条の規定より切り替えられた俸給表及び級の再任用の欄の俸給</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(経過措置額の基準の特例)</p> <p>第4条 切替条例第6条の適用に際し、次に掲げる職員の切替日の前日の属する月に受けていた給料月額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 切替日に再任用異動をした特定教職員 俦給与条例給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日にその者が属する職務の級に属する職務の級に属する職務の級に属する俸給表及び職務の級に属する俸給表及び第2欄に規定する俸給表及び職務の級に属する再任用職員の額(当該再任用異動</p>	

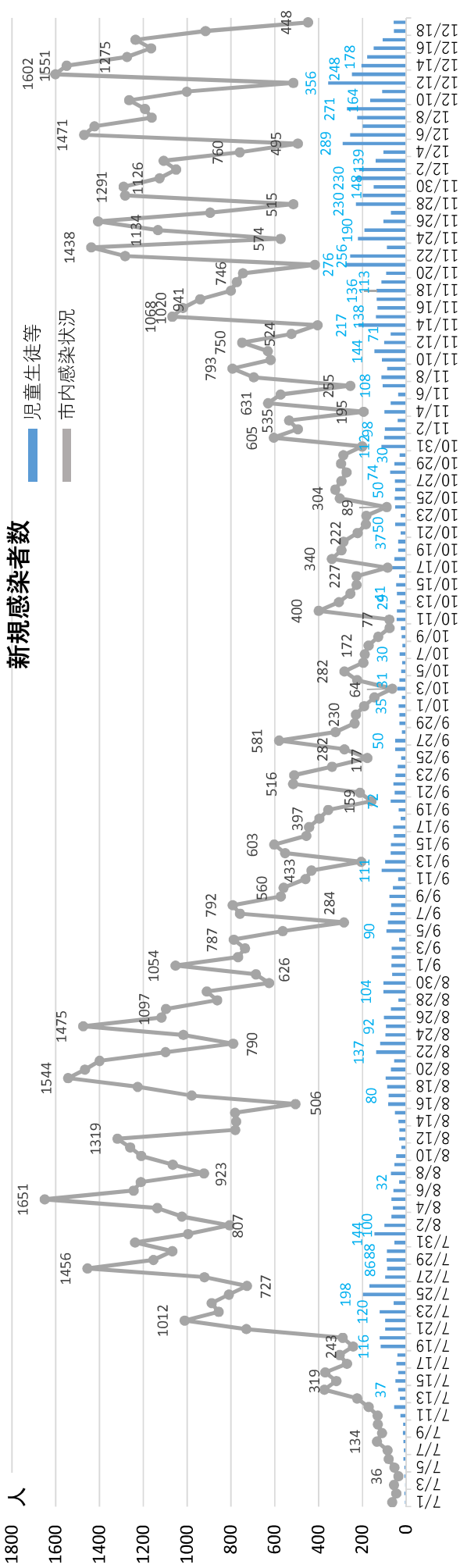
<p> <u>定める前年再任用短時間勤務職員の額</u>（当該<u>定年前再任用短時間勤務職員異動</u>後に地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務を行う職員については、当該額に、規定により定められたその者の当該<u>定年前再任用短時間勤務職員異動</u>後における勤務時間を正規の勤務時間で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額） </p>	<p> 後地方公務員法第28条の4に規定する短時間勤務を行う職員については、当該額に、規定により定められたその者の当該<u>再任用職員異動</u>後における勤務時間を正規の勤務時間で除して得た額を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額） </p>
--	--

報 告

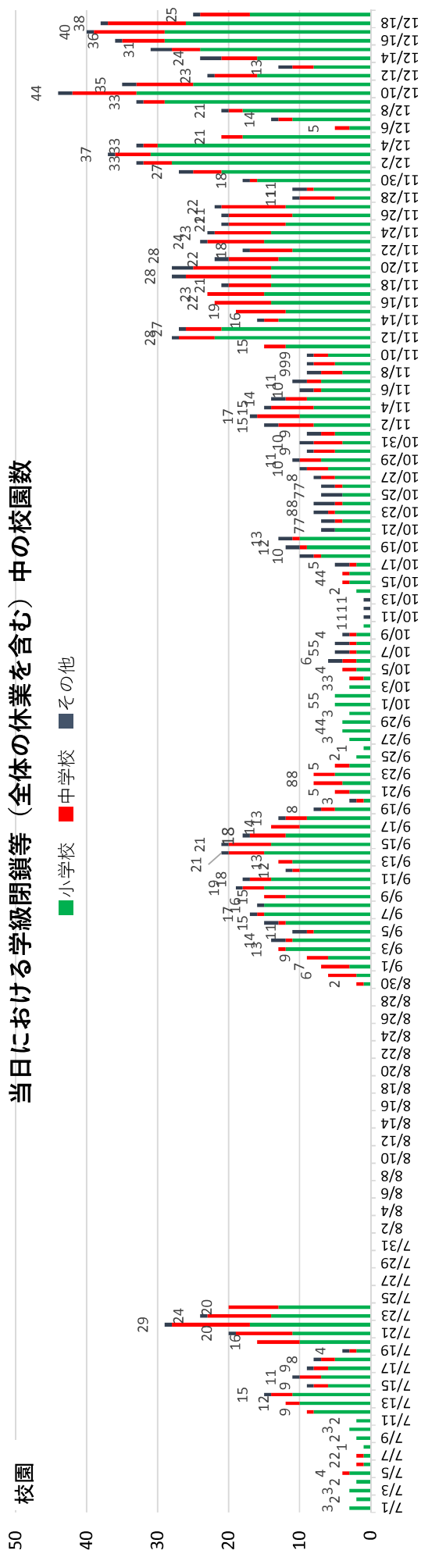
令和4年12月19日
保健給食課

市立学校園における感染者及び学級閉鎖等の状況（令和4年7月以降）

新規感染者数



当日における学級閉鎖等（全体の休業を含む）中の校園数



協 議 会

新潟市スポーツ推進計画
第3次「スポ柳都にいがた」プランについて

1 策定の趣旨 国のスポーツ基本法に基づき、地方スポーツ推進計画として策定するものであり、本市のスポーツに関する全般的な施策の方向性を示す計画である。現行の第2次「スポ柳都にいがた」プランの計画期間（H27～R4の8年間）が今年度をもって終了することから、国の動向や本市のスポーツを取り巻く現状や課題を踏まえ、現行プランを引継ぎ・発展させた計画を策定する。また、計画の策定にあたっては、次期総合計画と整合性を保ち、かつ国の第3期スポーツ基本計画の内容を踏まえた計画とする。

2 計画の位置付け スポーツ基本法 ・ 新潟市総合計画

3 計画期間 令和5年度から令和12年度までの8年間
※実施計画を策定し4年ごとに見直し

4 推進組織 計画推進にあたり、関係する団体等と連携を図るとともに、新潟市スポーツ推進審議会内に「スポ柳都にいがた」プラン推進会議を設置し、計画を評価しながら推進する。

5 基本理念 「スポーツによる活力の創出」を目指す。

- 6 基本方針
- 1 生涯スポーツ社会の実現
 - (1) 誰もが参加できるスポーツの機会創出
 - (2) スポーツを支える環境づくり
 - 2 競技力の向上、人材育成の推進
 - (1) 選手・指導者の育成
 - 3 スポーツを活かしたまちづくり
 - (1) スポーツを通じた交流の推進
 - (2) スポーツの魅力を活かした愛着の醸成と賑わいづくり

7 到達目標 週1日以上スポーツをする市民（成人）の割合を70%

スポーツ環境への満足度を60%

※その他、目標達成を図るうえで重視する10個の施策指標を設定（別紙）

8 基本施策

基本方針1－(1) 誰もが参加できるスポーツの機会創出

子どもから高齢者まで障がいの有無にかかわらず、誰もが生涯にわたって、スポーツ・レク

リエーションを通じて、健康で豊かな生活を営むことができる取り組みを推進します。また、気軽にスポーツに親しみながら体力の向上や運動の習慣化に取り組んでもらえるよう、大会の運営や各種スポーツ教室の開催などに、トップアスリートや関係団体とも連携しながら取り組みます。

- ・子どものスポーツ推進
- ・働き盛り・子育て世代のスポーツ推進
- ・高齢者のスポーツ推進
- ・障がい者のスポーツ推進
- ・スポーツイベント・教室の充実開催
- ・暮らしの中での健康づくり

基本方針1－(2) スポーツを支える環境づくり

スポーツと地域の関わり、スポーツの多様化や少子化による影響など、取り巻く環境の変化に対応しながら、関係者と共にスポーツ環境の充実や指導者の育成など、ハード・ソフト両面から市民のスポーツ活動を支えます。医科学など関連分野との連携も踏まえながら、スポーツ実施や健康増進に資する取り組みを推進します。

- ・スポーツを支える組織の育成・支援
- ・市民から愛される指導者の養成
- ・スポーツ施設の整備・改修、施設利用環境の充実
- ・気軽にスポーツに取り組める情報を発信
- ・子どもを取り巻くスポーツ環境の変化への対応
- ・医科学など関連分野との連携

基本方針2－(1) 選手・指導者の育成

新潟から世界へ羽ばたく選手を育成し、世界を目指すスポーツ文化の発信地となるよう、競技力の向上を推進します。また、将来の活躍が期待されるジュニア選手の育成・強化や、指導者の育成・資質向上、障がい者の競技スポーツの普及促進を図ります。

- ・ジュニアを主体とした競技力向上施策の推進
- ・指導者の育成、資質向上の取り組み
- ・障がい者の競技スポーツ推進

基本方針3－(1) スポーツを通じた交流の推進

新潟市の持つ魅力を活かした、国際・全国大会や合宿の誘致、イベントなどの開催により、スポーツを通じた交流を推進し、地域や経済の活性化につなげます。

- ・文化・スポーツコミッションと一体となった大会・合宿等の誘致

基本方針3－(2) スポーツの魅力を活かした愛着の醸成と賑わいづくり

地元プロスポーツチームをはじめ、スポーツ団体などとの連携により、観戦や社会貢献活動などを通じスポーツに親しみ新潟市への愛着を深めてもらうとともに、賑わいのあるまちづくりにつなげます。

- ・地元プロスポーツチームとの連携
- ・スポーツを活用した賑わいづくり

別紙

新潟市スポーツ推進計画
第3次「スポ柳都にいがた」プラン

(令和5年度～令和12年度)

案

新潟市

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 2
- 2 計画の位置づけ 3
- 3 計画期間 4
- 4 「スポーツ」の範囲 5
- 5 スポーツの持つ役割や意義 5

第2章 スポーツを取り巻く現状と課題

- 1 社会情勢の変化 8
- 2 新潟市のスポーツにおける現状と課題 11
- 3 新潟市におけるスポーツの特徴・強み 13

第3章 基本方針・目標

- 1 基本理念 16
- 2 基本方針 17
- 3 到達目標 18

第4章 計画の推進

- 1 計画の体系 20
- 2 成果指標・目標値 21
- 3 基本施策 22
- 4 計画の進行管理・推進組織 37

第5章 参考資料

1	これまでの取り組み	作成中	●●
2	市民アンケート調査の結果	作成中	●●
3	参考データ	作成中	●●

「スポ柳都にいがた」プラン名称のいきさつ

平成17年度に策定した新潟市スポーツ振興基本計画は「スポーツに満ちた明るく豊かな新潟市」の実現のため、計画を象徴する名称として、『スポ^る柳^と都にいがた』と表現しました。

スポーツの「スポ」と、スポーツをする、みる、支える、の「る」と合わせ、「スポる」という造語にしました。そして「る」については、新潟を象徴する「柳都（りゅうと）」の「柳」を「る」と読み『スポ柳（る）都（と）にいがた』としました。

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

新潟市は、平成17年度に新潟市スポーツ振興基本計画「スポ柳都にいがた」プランを策定し、市民がいつでも、どこでも、だれとでもスポーツに親しみ、楽しむことができる「スポーツに満ちた明るく豊かな新潟市」の実現を基本理念とし、「健康スポーツ」「競技スポーツ」「みるスポーツ」「支えるスポーツ」の4つの基本方針の推進と、各分野に関連する「スポーツ情報・スポーツ医科学支援体制」の充実を図るため、各種施策を推進してきました。

平成26年度には第2次計画を策定し、これまでの基本理念や基本方針を引き継ぎながら、当時の社会状況やスポーツを取り巻く「人口減少と超高齢化」「東京オリンピック・パラリンピックの開催」「障がい者スポーツの推進」「スポーツ施設の整備改修」の4つの視点を取り入れ、計画を推進してきました。

この間、国内外ナショナルチームの合宿等の誘致により、本市のスポーツの拠点性を高めてきた一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、さまざまなスポーツイベント、競技大会の延期・中止を余儀なくされました。外出の自粛や交流の制限が求められ、日常の運動・スポーツ活動にも大きな影響が及びました。

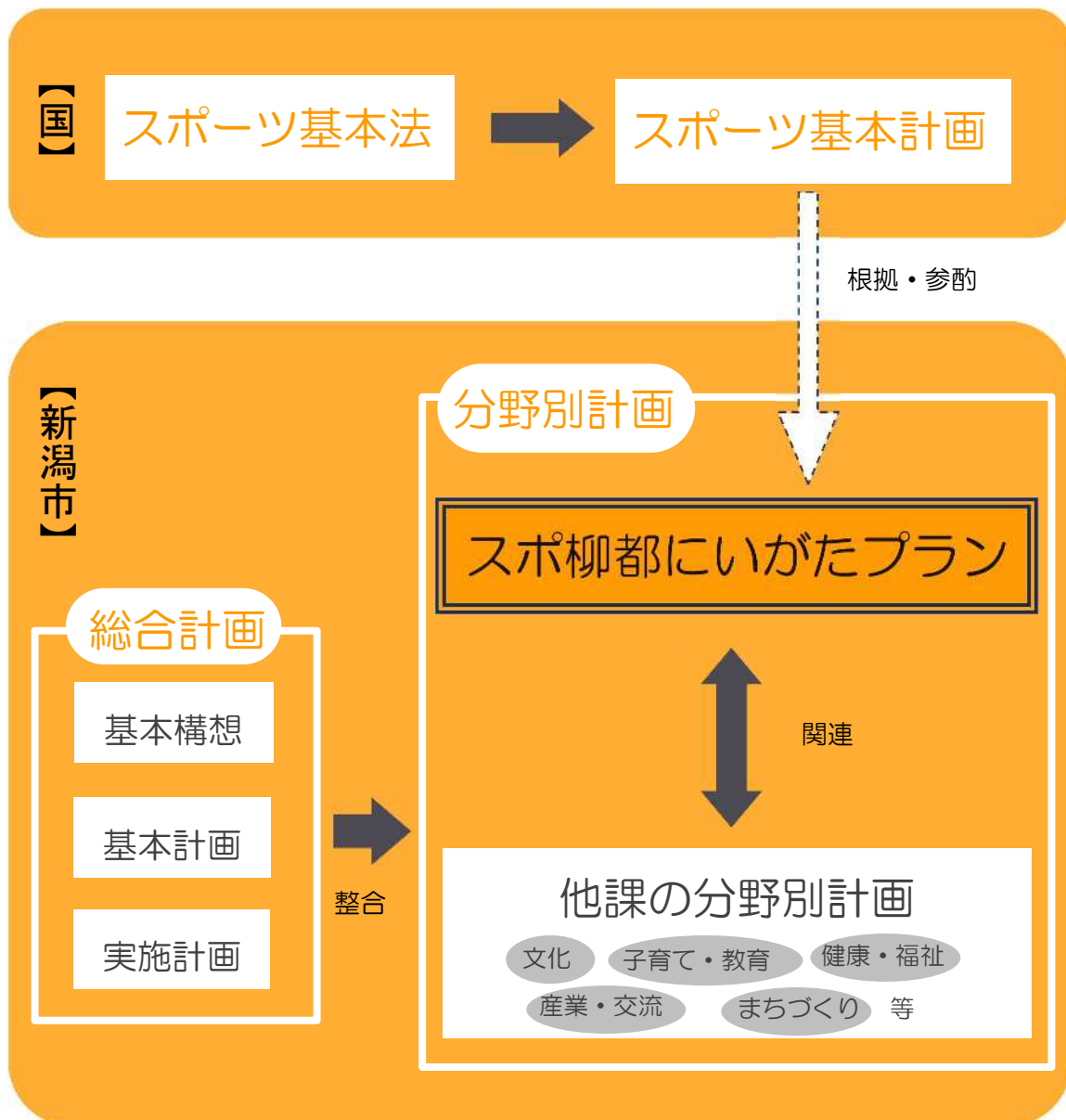
そのような中でも、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等での新潟県関係選手の活躍を通じて、スポーツの「人々の心を動かす力」や「楽しさ」を再確認することができました。

令和4年3月には国において、第2期スポーツ基本計画の計画中に生じた少子高齢化の加速や、さまざまな技術革新によるライフスタイルの変化等を踏まえ、第3期スポーツ基本計画が策定されました。

こうした国の動向や、本市のスポーツを取り巻く現状や課題を踏まえ、新潟市スポーツ推進計画第2次「スポ柳都にいがた」プランを引き継ぎ、発展させた、新潟市スポーツ推進計画第3次「スポ柳都にいがた」プランを策定しました。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、新潟市総合計画（令和5年度～令和12年度）に体系づけられるものです。
- (2) 本計画は、国が平成23年に施行した「スポーツ基本法」に基づき、地方スポーツ推進計画として策定するものです。また、併せて国が策定した「スポーツ基本計画」の方向性を参考にしています。



3 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間とします。

また、計画の進捗状況、社会情勢、国や本市の政策の動向等により見直します。

なお、具体的な施策・事業を明らかにするために、実施計画を策定し計画を推進します。

	R4	5	6	7	8	9	10	11	12	
国の計画 スポーツ 基本計画										
新潟市 総合計画										
スポ柳都 にいがた プラン										
実施計画										

4 「スポーツ」の範囲

本市では、競技スポーツだけでなく、散歩やレクリエーション、野外活動も含めた身体的活動全般、さらにはスポーツを観戦したり、スポーツをボランティア活動として支えたりすることなど、スポーツの範囲については「する」「みる」「支える」スポーツとして幅広くとらえています。

5 スポーツの持つ役割や意義

- (1) 体力の向上、健康の保持・増進、精神的充足感や楽しさ、喜びをもたらす。
- (2) 生活の質の向上や自己実現を図るなど、心の豊かさと生きがいをもたらす。
- (3) 人間の可能性の極限を追求する営みを有し、夢や感動、希望を与えてくれる。
- (4) 主体性・自立性、克己心、フェアプレーの精神、コミュニケーション能力の育成
や思いやりの心を培うなど、人間形成に寄与する。
- (5) 家族や仲間との人間的なふれあい、地域の連帯感や活力の増進など地域コミュニティの活性化をもたらす。
- (6) スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会に寄与する。
- (7) スポーツは、様々な人や地域との交流を深める。

第2章

スポーツを取り巻く現状と課題

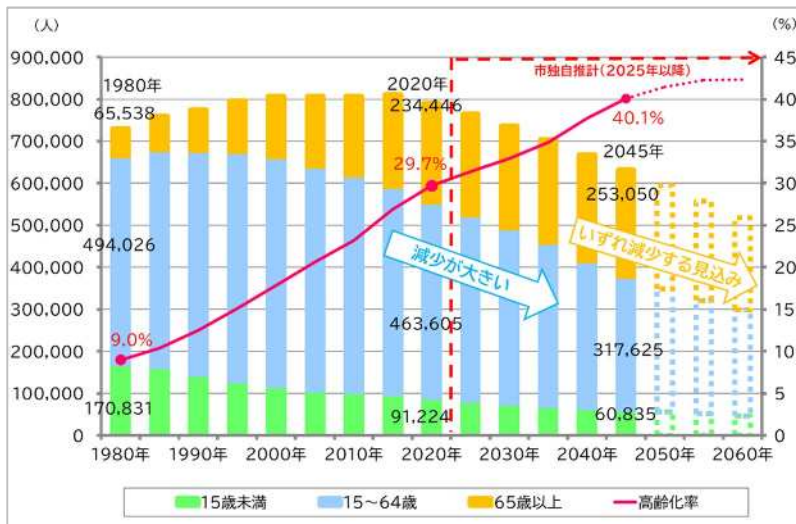
1 社会情勢の変化

(1) 少子・超高齢社会の進行

新潟市独自の推計に基づく、老年人口（65歳以上）は2045年まで増加し続け、2045年を過ぎると減少に転じる見込みです。一方で、高齢化率については、生産年齢人口（15～64歳）および年少人口（15歳未満）が今後も減少を続けるため、2045年以降も上昇を続ける見込みです。

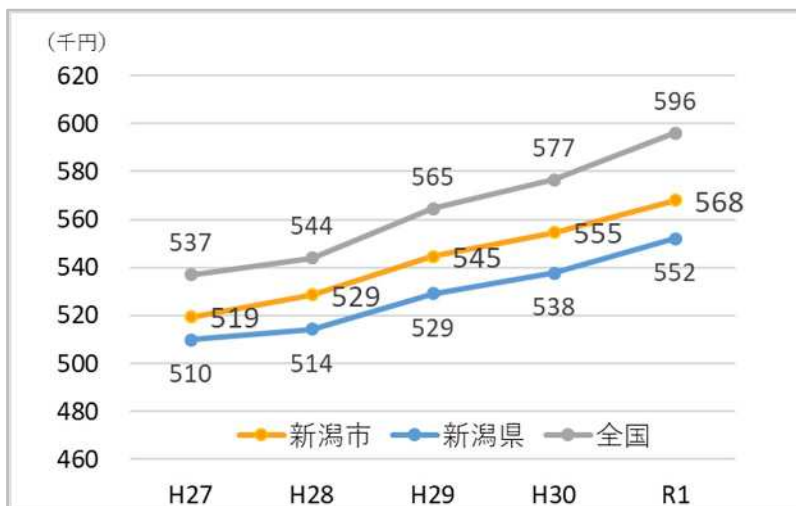
また、本市の市町村国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入者1人当たり医療費は年々増加しています。

■ 年齢区分別人口の推移・推計



出典：国勢調査（総務省）、
新潟市独自推計
注記：平成27（2015）年
および令和2（2020）
年は不詳補完値による。
平成22（2010）年
以前については不詳を除
いて算出している。

■ 1人当たり医療費（国保＋後期高齢者医療制度）



出典：医療費の地域差分析

(2) DX※1などの急速な技術革新

デジタル化の進展により生活の利便性が向上したほか、スポーツイベントにもデジタル技術を活用する動きがみられました。その一方で、テレワークの増加等に伴う運動不足も懸念されています。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響

人々の生活は、感染拡大防止の観点からソーシャルディスタンスの確保やマスクの着用、「3密」の回避といった「新しい生活様式」に基づくスタイルへと大きく様変わりし、社会活動の基盤である人と人の緊密なコミュニケーションが制限され、人的交流や地域活動にも影響が及びました。このような非接触社会への変化は、「働き方」や「生活様式」等のライフスタイルの変化をもたらしたほか、外出自粛による運動機会の減少・ストレス増加などの心の健康への悪影響やスポーツを核とした地域の交流活動にも影響を及ぼしています。

(4) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

選手は、練習環境の制約等、これまで経験したことのない極めて困難な状況下に置かれたものの、それでもなお、目標に向かって努力を重ね、全力で競技に挑む真摯な姿は、国内外の多くの人々に感動をもたらしました。

また、東京大会から初めて正式競技として採用されたアーバンスポーツ※2やパラリンピックの競技・種目等は、初めて目に触れる機会を持った人々が多く、新鮮さと高い関心を持って受け入れられました。

それに加えて、仲間同士で励まし合う姿、対戦相手が互いのプレーをたたえあう姿といった光景のほか、新型コロナウイルスの影響下での開催という特別な事情の下、安全・安心な形で大会・競技運営を支えたスタッフやボランティアの献身的な姿を世界中の人々が目の当たりにしました。

これらのことを通じて、「人々の心を動かす力」や「楽しさ」等のスポーツが持つ価値を改めて見出すことができたほか、多様な人々の相互理解を一段と深め、共生社会に対する理解・関心が高まりました。

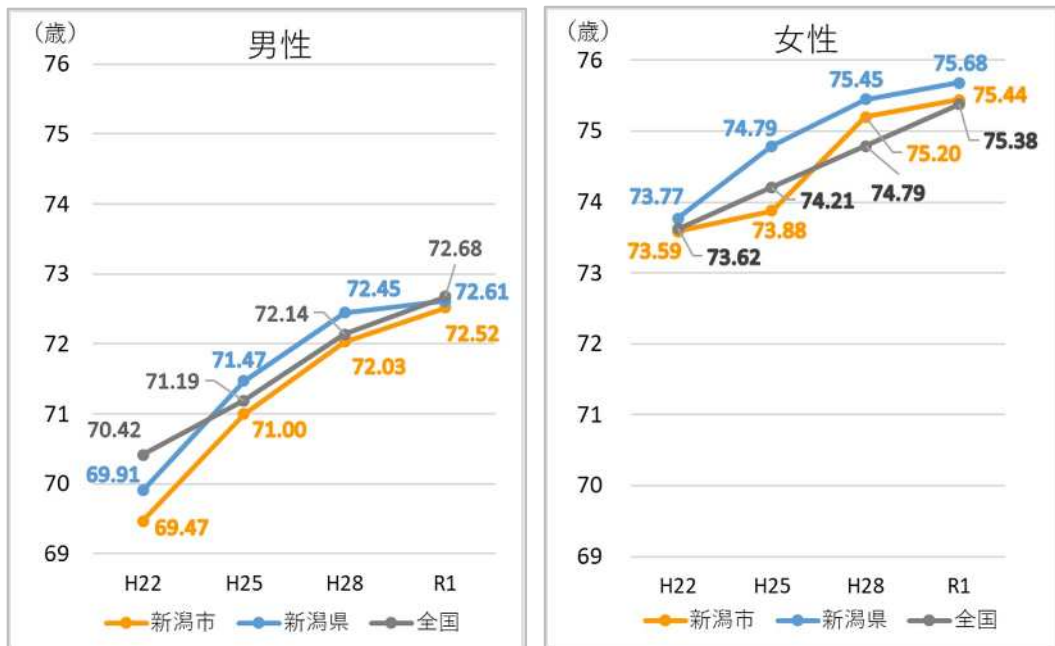
※1 Digital Transformation の略。IT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる、という概念で、「企業がテクノロジーを利用して事業の業績や対象範囲を根底から変化させる」という意味合いで用いられる。

※2 極限までの速さや高さ、離れ業を競い合う「エクストリームスポーツ」の中で、都市での開催が可能なもの。都市型スポーツともいわれ、スケートボードやスポーツクライミング、BMX などがある。

(5) ライフステージに応じた健康確保

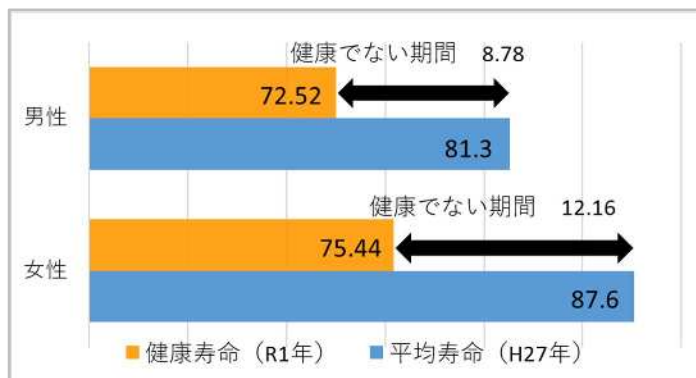
新潟市の健康寿命※1は、全国同様、男女ともに伸びている一方で、平均寿命と健康寿命には差が見られます。市民が、生涯を通じて健やかに過ごすためには、健康寿命を延伸し、健康でない期間を短くしていくことが重要であり、その一環として、運動・スポーツを通じた健康づくりを推進し、全世代がライフステージに合わせた運動・スポーツ習慣を確立するよう取り組んでいきます。

■男女別 新潟市・新潟県・全国健康寿命の推移



出典：健康寿命 健康寿命の算定・評価と延伸可能性の予測に関する研究（厚生労働行政推進調査事業費補助金）
 平均寿命 市区町村別生命表（厚生労働省）

■男女別 健康寿命と平均寿命の差



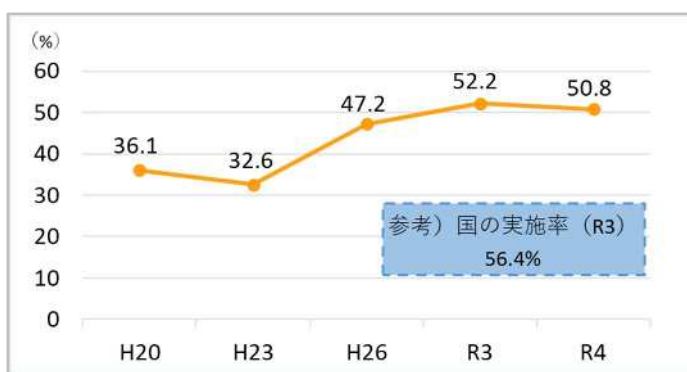
出典：健康寿命
 健康寿命の算定・評価と延伸可能性の予測に関する研究
 （厚生労働行政推進調査事業費補助金）
 平均寿命
 市区町村別生命表（厚生労働省）

※1 健康上の理由で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

2 新潟市のスポーツにおける現状と課題

(1) 生涯スポーツ社会を実現するためには、スポーツの持つ「健康に良い」という価値を、実践することで高め、それを習慣づけることが大切です。しかしながら、本市の週1日以上スポーツをする市民（成人）の割合は、国の割合を下回っている状況です。

■週1日以上スポーツをする市民（成人）の割合



出典：新潟市

(2) デジタル化の進展から、スクリーンタイム※1の増加による運動不足や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、スポーツ離れが懸念されています。

(3) 少子化の影響によるチームスポーツを行う機会の減少など、子どもを取り巻くスポーツ環境の変化への対応が課題となっています。

(4) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会での日本人選手の活躍により、スケートボードやスポーツクライミングといったアーバンスポーツ、ボッチャなどの障がい者スポーツが注目され、多種多様なスポーツへの人々の関心が広がりました。

(5) 誰もが楽しさや喜びを持てるよう、スポーツを行いやすい環境整備に努め、自発的なスポーツへの関わりが広がるよう取り組むことが重要です。

※1 テレビ、スマートフォン、ゲーム機等のデジタル画面を見ている時間のこと。

(6) スポーツの競技力の向上に加え、スポーツを通じて楽しさや喜びを得る機会を提供するためには質の高い指導者の存在が不可欠です。

(7) 次世代アスリートの発掘・育成やプロ選手の輩出は、新潟と世界をつないでくれる礎となります。そのためには、アスリートの育成・強化、競技力の向上と併せて、指導者の育成や確保、資質の向上にも取り組むことが重要です。

(8) フィギュアスケートロシア代表や空手フランス代表、女子硬式野球の日本代表など、国内外ナショナルチームの合宿等の誘致により、スポーツの拠点として評価が高まっています。

(9) 合宿・大会の誘致やスポーツイベントは、多くの誘客を実現するとともに、より多くの人々がスポーツを楽しむことで、様々な人や地域との交流を深めます。

(10) スポーツの持つ力を、引き続き地域の活性化やまちづくりに役立てていくことが重要です。



3 新潟市におけるスポーツの特徴・強み

「地域から愛され育まれるスポーツ」

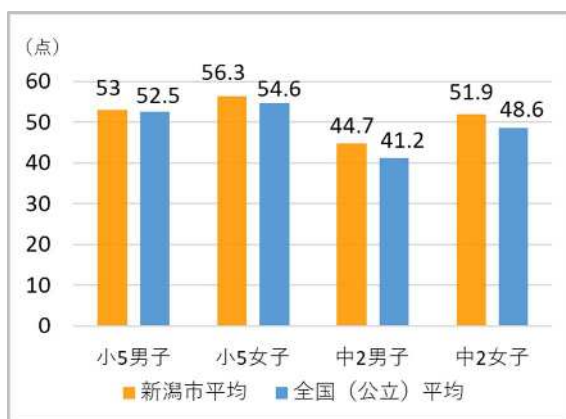
新潟市は、本州日本海側唯一の政令指定都市であり、国内外と結ばれた交通アクセスなど、優れた拠点性を有するとともに、ビッグスワンやアイスアリーナといったスポーツ施設が充実しています。

平成14(2002)年、サッカーのワールドカップ3試合が開催されたことや、翌年に地域のプロスポーツチームであるアルビレックス新潟がJ2リーグで優勝したことなどをきっかけに、市民のスポーツに対する意識や行動が大きく変化しました。

また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、ほとんどの項目で市内小中学生の平均値が全国平均を上回るなど、基礎的な体力・運動能力が育まれる土壌があります。

さらに、早起き野球大会の参加チーム数が全国トップクラスであるほか、令和3(2021)年のJリーグにおいてアルビレックス新潟の年間観客動員数が全クラブの中で最多となるなど、スポーツが地域から愛され、育まれている都市です。

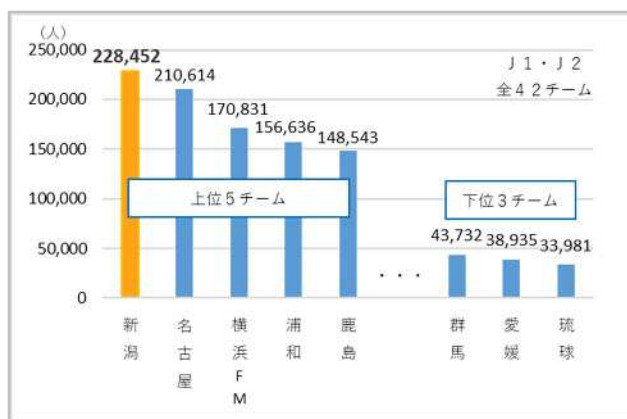
■全国体力・運動能力、運動習慣等調査のうち実技調査での体力合計点の平均値



出典：スポーツ庁

「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

■2021シーズン Jリーグ年間観客動員数



出典：J.LEAGUE Data Site「年度別入場者数推移」

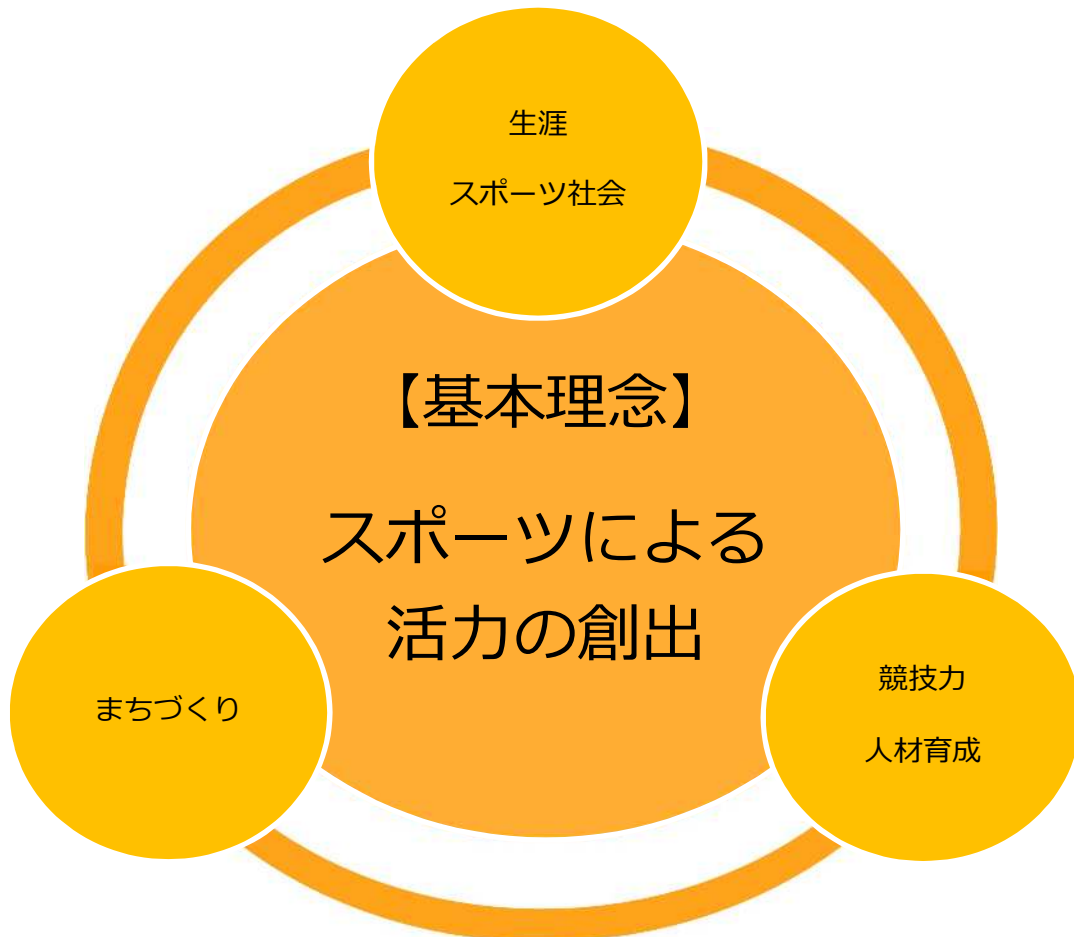
第3章

基本方針・目標

1 基本理念

「スポーツによる活力の創出」

市民一人一人が、健康の保持・増進、ひいては健康寿命の延伸につながる豊かな生活を営むことができるよう、ライフステージに応じたスポーツに親しめる機会の提供に取り組み、生涯スポーツ社会の実現とスポーツの魅力を活かしたまちの活性化を目指します。



2 基本方針

本計画を着実に実現するため、以下の3つの基本方針をもって、施策を推進します。

1 生涯スポーツ社会の実現

- (1) 誰もが参加できるスポーツの機会創出
- (2) スポーツを支える環境づくり



2 競技力の向上、人材育成の推進

- (1) 選手・指導者の育成



3 スポーツを活かしたまちづくり

- (1) スポーツを通じた交流の推進
- (2) スポーツの魅力を活かした愛着の醸成と賑わいづくり



3 到達目標

週1日以上スポーツ※をする市民（成人）の割合を70%

※散歩やラジオ体操などの軽い体操、自転車での通勤なども含みます。

スポーツ環境への満足度を60%

平成26年度に策定した第2次計画の到達目標は、市民（成人）の週1日以上スポーツをする市民の割合を、当時の国のスポーツ基本計画の目標値である65%としてきました。

令和4年度に本市が実施したアンケート調査の結果では、割合が50.8%となり、目標値には達していないものの、第2次計画策定時の調査（平成26年度）と比較し、上昇しました。

また、スポーツを実施する、観戦するなどの本市のスポーツを取り巻く環境への満足度についても調査し、42.5%という結果となりました。

今後の週1日以上スポーツをする市民（成人）の割合については、国の定めた70%を目標とし、スポーツ環境への満足度については、目標を60%とし、スポーツによる活力の創出を目指します。

成人における週1日以上スポーツをする市民の割合

「スポーツに関する市民意識調査」及び

R4「次期総合計画成果指標に関するアンケート調査」の結果より

年度	実績	目標値
H20年度	36.1%	24.3%
H23年度	32.6%	拡充
H26年度	47.2%	50.0%
R3年度	52.2% (参考)国56.4%	65.0% (参考)国65.0%
R4年度	50.8%	65.0%
R5～R12年度	—	70.0%

第4章

計画の推進

1 計画の体系

基本理念	基本方針		基本施策
スポーツによる活力の創出	1 生涯スポーツ 社会の実現	(1) 誰もが参加できる スポーツの機会創出	①子どものスポーツ推進
			②働き盛り・子育て世代のスポーツ推進
			③高齢者のスポーツ推進
			④障がい者スポーツの推進
			⑤スポーツイベント・教室の充実開催
			⑥暮らしの中での健康づくり
	2 競技力の向 上、人材育成 の推進	(2) スポーツを支える 環境づくり	①スポーツを支える組織(スポーツ推進委員・スポーツ振興会・スポーツ少年団・スポーツボランティア等)の育成・支援
			②市民から愛される指導者の養成
			③スポーツ施設の整備・改修、施設利用環境の充実
			④気軽にスポーツに取り組める情報を発信
			⑤子どもを取り巻くスポーツ環境の変化への対応
			⑥医科学など関連分野との連携
3 スポーツを 活かした まちづくり	(1) スポーツを通じた 交流の推進	①ジュニアを主体とした競技力向上施策の推進	
		②指導者の育成、資質向上の取り組み	
	(2) スポーツの魅力を 活かした愛着の醸成 と賑わいづくり	③障がい者の競技スポーツ推進	
		④文化・スポーツコミッションと一体となった大会・合宿等の誘致	
		①地元プロスポーツチームとの連携	
		②スポーツを活用した賑わいづくり	

2 成果指標・目標値

基本理念実現に向けた進捗を測るための総合指標のほか、総合指標の目標達成を図るうえで重視する個別の成果を施策指標とし、次のとおりとします。

	成果指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和12年度)	
総合	週1日以上スポーツをする 市民(成人)の割合	50.8% ※1	70%	
	スポーツ環境への満足度	42.5% ※1	60%	
施策	卒業後にも運動やスポーツをしたい と思う児童の割合(小学校5年生)	87%	90%	
	卒業後にも運動やスポーツをしたい と思う生徒の割合(中学校2年生)	83%	90%	
	週1日以上スポーツをする 30・40代の市民の割合	44% ※1	65%	
	週1日以上スポーツをする 65歳以上の市民の割合	56% ※1	70%	
	スポーツ施設利用者数	254万人	380万人	
	スポーツに関する情報発信が 足りないと感じる市民の割合	40% ※1	25%	
	市内小中高生への全国大会等 出場激励金支給件数	91件	140件	
	スポーツ指導者研修会参加者数	40人	100人 ※2	
	障がい者スポーツ全国大会等 参加激励金支給件数	6件	8件	
	主要スポーツイベント	観戦者数	11,800人	31,200人
		参加者数	1,700人	13,750人

※1 令和4年度値を採用

※2 8年間で延べ800人(年間100人)参加を目標とする

3 基本施策

基本方針 1 生涯スポーツ社会の実現

- (1) 誰もが参加できるスポーツの機会創出
- (2) スポーツを支える環境づくり

【施策指標】

成果指標	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和12年度)
卒業後にも運動やスポーツをしたい と思う児童の割合（小学校5年生）※1	87%	⇒	90%
卒業後にも運動やスポーツをしたい と思う生徒の割合（中学校2年生）※1	83%	⇒	90%
週1日以上スポーツをする 30・40代の市民の割合	44% ※2	⇒	65%
週1日以上スポーツをする 65歳以上の市民の割合	56% ※2	⇒	70%
スポーツ施設利用者数	254万人	⇒	380万人
スポーツに関する情報発信が 足りないと感じる市民の割合	40% ※2	⇒	25%

※1 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」のうち、思う・やや思う を回答した割合

※2 令和4年度値を採用

基本方針 1 生涯スポーツ社会の実現

(1) 誰もが参加できるスポーツの機会創出

子どもから高齢者まで障がいの有無にかかわらず、誰もが生涯にわたって、スポーツ・レクリエーションを通じて、健康で豊かな生活を営むことができる取り組みを推進します。

また、気軽にスポーツに親しみながら体力の向上や運動の習慣化に取り組んでもらえるよう、大会の運営や各種スポーツ教室の開催などに、トップアスリートや関係団体とも連携しながら取り組みます。

①子ども※のスポーツ推進 ※幼児から中学生

生涯にわたってスポーツに親しみ豊かな生活を実現していくための基礎作りとして、幼児期から、いかに楽しく遊びを通して運動を体験していくかが重要です。

スポーツの体験やきっかけづくり、成果を発揮できる機会の充実など関係団体と連携しながら取り組みます。

子どもたちがさまざまな他者と関わり、その存在と頑張りを認めてくれる環境は重要であり、学校や地域コミュニティや家庭の関わりの中で、気軽にスポーツに親しみ楽しみながら体力向上、自ら興味や関心を持ち運動の習慣化につながるよう施策を展開します。

【施策の方向】

- ◆ 幼児期の運動遊びの推進
- ◆ 子どもの体力向上方策の推進
- ◆ 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実
- ◆ 子どもが主役の各種スポーツ事業の実施
- ◆ 関係団体と連携した子どものスポーツ活動の推進



②働き盛り・子育て世代のスポーツ推進

仕事や家事、育児が忙しくなる働き盛り・子育て世代のスポーツ実施率は、他の年代に比べて低い傾向があります。自分に合った健康保持・増進の方法を具体的に知り、日常生活の中でできる取り組みを取り入れ、生活習慣病の予防、生涯を通じた健康保持・増進が重要です。スポーツをする楽しさや運動することの重要性に気付いてもらい、楽しみながら運動を継続できるような取り組みを推進し、気軽に参加できるプログラムを充実するとともに、身近な場所で運動・スポーツに取り組める機会を提供します。

また、20～30代の女性のスポーツ実施率は男性に比べて低い傾向があります。生涯にわたって楽しむことができる環境づくり、及び女性のスポーツへの参加促進策の検討に取り組みます。

【施策の方向】

- ◆ 運動・スポーツ活動の広報活動の充実
- ◆ 気軽にスポーツに親しみ楽しめる機会の提供
- ◆ 関係団体と連携した健康増進活動の推進
- ◆ 子育て期の運動・スポーツ環境や機会の充実
- ◆ 親子で楽しくスポーツに親しめる機会の提供
- ◆ 女性のスポーツ参加促進・環境整備の検討



③高齢者のスポーツ推進

本市の健康寿命は、全国同様、男女ともに伸びている一方で、平均寿命と健康寿命には差があることから、健康上の問題で日常生活が制限される「健康でない期間」を短くすることが重要です。

生涯にわたって健康を保持・増進していくために、日常生活で無理なく気軽に身体を動かし楽しみながら取り組める施策を推進します。

【施策の方向】

- ◆ 身近な地域で気軽に参加できる運動機会の提供
- ◆ 関係団体と連携した様々な運動プログラムや運動機会の提供



④障がい者スポーツの推進

本市は、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指しています。

障がいの有無にかかわらず、誰でも楽しめる障がい者スポーツの普及・促進を図るとともに、障がいのある方が身近な場所で自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、関係団体と連携しながら取り組みます。

【施策の方向】

- ◆ 障がい者スポーツの振興体制の充実
- ◆ 障がい者スポーツ大会の開催や派遣への支援
- ◆ 障がい者スポーツの普及・振興
- ◆ 関係団体と連携した運動・スポーツ機会の促進



⑤スポーツイベント・教室の充実開催

スポーツイベントは、参加者の健康の保持・増進はもとより、市民との交流や地域の活性化にも大きく貢献します。

地域で気軽に参加できるものから、新潟シティマラソンなど全国規模の大会まで、市民のニーズを把握しながら積極的に開催するほか、トップアスリートや関係団体と連携し、これまで参加したことがない人へのきっかけづくりや、スポーツへの興味・関心を高め、スポーツ参画人口を増やすよう取り組みます。

【施策の方向】

- ◆ 新潟シティマラソン等スポーツイベントの開催
- ◆ 各種スポーツ教室、地域スポーツ大会等の開催
- ◆ トップアスリートや関係団体との連携



⑥暮らしの中での健康づくり

生涯スポーツ社会を実現するためには、スポーツの持つ「健康に良い」という価値を、実践することで高め、それを習慣づけることが大切です。

ウォーキングやジョギング、ランニングをはじめ、通勤や通学など日常の暮らしの中で、自然と体を動かし、健康になれるまちづくりを推進します。

【施策の方向】

- ◆ 気軽に取り組める運動の情報発信、機会の創出

基本方針 1 生涯スポーツ社会の実現

(2) スポーツを支える環境づくり

スポーツと地域の関わり、スポーツの多様化や少子化による影響など、取り巻く環境の変化に対応しながら、関係者と共にスポーツ環境の充実や指導者の育成など、ハード・ソフト両面から市民のスポーツ活動を支えます。

医科学など関連分野との連携も踏まえながら、スポーツ実施や健康増進に資する取り組みを推進します。

① スポーツを支える組織（スポーツ推進委員・スポーツ振興会・スポーツ少年団・スポーツボランティア等）の育成・支援

市民が気軽にスポーツに親しみ楽しむためには、身近な地域におけるスポーツに取り組める環境の整備が重要です。スポーツ推進委員やスポーツ振興会、スポーツ少年団などの地域のスポーツ組織は、市民が生涯にわたってスポーツに参加できる基盤となるとともに、地域社会の再生においても重要な意義を持つものと考えられます。

市民が主体的に参画する地域のスポーツを支える組織及びスポーツボランティア等の育成・支援に取り組み、スポーツを地域に根付かせ、自主的なスポーツ活動を活性化させていくほか、スポーツ活動を支えるスタッフ・ボランティアの必要性や活動内容を市民に周知し、活動機会の拡充に取り組みます。

【施策の方向】

- ◆ スポーツ推進委員の育成・支援
- ◆ スポーツ振興会の育成・支援
- ◆ スポーツ少年団等の地域スポーツクラブの育成・支援
- ◆ 地域スポーツと学校との連携推進
- ◆ スポーツボランティアの育成・支援

②市民から愛される指導者の養成

生涯スポーツ社会を実現するためには指導者の育成、資質向上の取り組みが不可欠です。運動をする人の喜びや感動を自分のことのように感じ、心や身体の痛みも感じ取れる感受性を持ち、常に指導内容・方法を工夫・改善する努力を怠らない研究心を備え、市民を愛し市民から愛される指導者を養成します。

【施策の方向】

- ◆ 指導者の養成・登録・派遣
- ◆ 種目や対象者を越えた指導者育成の研究

③スポーツ施設の整備・改修、施設利用環境の充実

市民にとって身近なスポーツ施設の整備を進めてきた結果、本市の人口当たりの施設数は、政令指定都市の中で最も多く、市民のだれもが気軽にスポーツを楽しむことができます。

一方、これらのスポーツ施設の維持管理に必要な経費が増加しているほか、老朽化が進んでいる施設もあります。民間活力の導入等も踏まえ、本市の拠点性を活かしたスポーツ施設のあり方を検討するとともに、サービス機能を維持しながら、安全・安心に利用していただけるよう、利用環境の充実に取り組みます。

【施策の方向】

- ◆ スポーツ施設の整備・改修方針の検討
- ◆ スポーツ施設の整備・改修方針に基づいた取組の推進
- ◆ 施設利用環境の充実に向けた検討

④気軽にスポーツに取り組める情報を発信

市民がスポーツに気軽に取り組むためには、情報を手軽に入手できる環境づくりが必要不可欠です。

市民が様々なスポーツ活動に参加しやすくなるよう、スポーツ施設の利用やイベント、スポーツ団体の情報などを広報紙等に加え、ホームページやSNSを通じて発信します。

【施策の方向】

- ◆ 各種スポーツ情報の充実
- ◆ 多様な媒体での情報発信

⑤子どもを取り巻くスポーツ環境の変化への対応

中学生等の青少年に対する部活動改革を踏まえ、子どもたちが地域において多種多様なスポーツを安全・安心に実施できるような環境の構築に向けて関係団体と連携しながら取り組みます。

【施策の方向】

- ◆ 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実
- ◆ 指導者の養成、資質向上

⑥医科学など関連分野との連携

子どもから高齢者まで障がいの有無にかかわらず、あらゆる年代、対象が、より安全に安心して、そして効果的にスポーツに取り組むために、医科学などの関連分野と連携し、スポーツを通じた健康増進を推進します。

【施策の方向】

- ◆ 科学的根拠に基づいた安全かつ効果的なスポーツの習慣化促進の検討



基本方針 2 競技力の向上、人材育成の推進

(1) 選手・指導者の育成

【施策指標】

成果指標	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和12年度)
市内小中高校生への全国大会等 出場激励金支給件数※1	91件	⇒	140件
スポーツ指導者研修会参加者数	40人	⇒	100人 ※2
障がい者スポーツ全国大会等 参加激励金支給件数※3	6件	⇒	8件

※1 スポーツの国際大会等出場者激励金 及び 学校体育関係全国大会等出場激励金（全国中学校総合体育大会分）

※2 8年間で延べ800人（年間100人）参加を目標とする

※3 全国障がい者スポーツ大会は除く

基本方針2 競技力の向上、人材育成の推進

(1) 選手・指導者の育成

新潟から世界へ羽ばたく選手を育成し、世界を目指すスポーツ文化の発信地となるよう、競技力の向上を推進します。

また、将来の活躍が期待されるジュニア選手の育成・強化や、指導者の育成・資質向上、障がい者の競技スポーツの普及促進を図ります。

①ジュニアを主体とした競技力向上施策の推進

小・中・高校生にとって、競技力の向上への取り組みは、自主性・自立性や克己心、フェアプレーの精神、コミュニケーション能力の育成や思いやりの心を培うなど、人間形成に大きく寄与するものです。また、活躍する選手の姿は、市民に夢や感動、希望や勇気を与えるとともに、本市を国内外にアピールする格好の機会ともなります。

新潟と世界をつないでくれる礎となる、次世代アスリートの発掘・育成やプロ選手の輩出を目指し、本市の競技力向上を担うスポーツ協会をはじめスポーツ関係団体等との医科学連携を図りながら、新潟から世界に羽ばたく選手の育成を目標に強化活動に取り組みます。

【施策の方向】

- ◆ ジュニア強化事業の推進
- ◆ 関係団体が連携した競技力向上に向けた取組の推進
- ◆ 競技力向上に向けた医科学連携の推進
- ◆ 医科学講習会等の開催



②指導者の育成、資質向上の取り組み

子どもたちにはスポーツに取り組むことで、技術の向上だけでなく、楽しさや喜び、心の豊かさや生きがいを感じてもらい、指導者は子どもたちの発育・発達・技能レベルや志向に立脚し、活動におけるマナーやエチケットに関する指導を行いながら子どもたちとの良好な関係を構築することが求められます。

我が国におけるスポーツ指導体制は、日本スポーツ協会や加盟競技団体が公認スポーツ指導者として地域レベルからトップレベルまでさまざまな対象に応じた指導者を養成しています。本市における指導者の育成・資質向上の取り組みは、その補完的な役割を果たすとともに、スポーツ活動を通じ、豊かな心を育み、生涯に渡って身体を動かすことのできる楽しさや喜びを提供できる質の高い指導者の育成、支援を目指すこととします。

【施策の方向】

- ◆ 競技指導者の育成、支援
- ◆ 指導者養成講習会等の開催
- ◆ 種目や対象者を越えた指導者育成の研究

③障がい者の競技スポーツ推進

東京2020パラリンピック競技大会で本市ゆかりの選手が活躍するなど、障がい者スポーツに対する人々の関心が広がり、競技スポーツとしての強化と普及を図られることが期待されています。

障がい者スポーツに関わる関係団体、医科学関係者、既存のスポーツ団体が連携し、競技スポーツの推進に取り組みます。

【施策の方向】

- ◆ 障がい者スポーツ関係団体連携会議の開催
- ◆ 障がい者スポーツ大会の開催や派遣への支援
- ◆ 障がい者の競技スポーツの普及・振興



基本方針3 スポーツを活かしたまちづくり

- | | |
|-----|--------------------------|
| (1) | スポーツを通じた交流の推進 |
| (2) | スポーツの魅力を活かした愛着の醸成と賑わいづくり |

【施策指標】

成果指標		現状値 (令和3年度)		目標値 (令和12年度)
主要スポーツイベント	観戦者数※1	11,800人	⇒	31,200人
	参加者数※2	1,700人		13,750人

※1 ホームタウンチームのホーム戦の観戦者数（1試合あたり観戦者数）【上段】

※2 新潟シティマラソン、新潟シティライド、新潟ヒルクライムのエントリー数【下段】

基本方針3 スポーツを活かしたまちづくり

(1) スポーツを通じた交流の推進

新潟市の持つ魅力を活かした、国際・全国大会や合宿の誘致、イベントなどの開催により、スポーツを通じた交流を推進し、地域や経済の活性化につなげます。

①文化・スポーツコミッションと一体となった大会・合宿等の誘致

本市は、国内外および市内主要スポーツ施設との交通アクセスが容易であるほか、通年型のアイスアリーナを有し、宿泊施設が充実しているなど、スポーツ環境が整った都市として、大会・合宿等の受け入れ実績を積み重ねてきました。これまでに、フィギュアスケートロシア代表や空手フランス代表、女子硬式野球の日本代表など、国内外ナショナルチームの合宿等の誘致により、競技団体等から高評価をいただいています。

合宿・大会の誘致やスポーツイベントは、多くの誘客を実現するとともに、より多くの人々がスポーツを楽しむことで、様々な人や地域との交流を深めることができます。また、市民のスポーツへの関心を高め、地域の活性化、経済効果にもつながるものです。

国や、日本オリンピック委員会、中央競技団体等の情報を収集し、県や「新潟市文化・スポーツコミッション」と連携をとりながらナショナルレベルの大会や合宿等の誘致を積極的に推進します。

【施策の方向】

- ◆ 国際・全国規模の大会等誘致・開催
- ◆ ナショナルチームの合宿等誘致

基本方針3 スポーツを活かしたまちづくり

(2) スポーツの魅力を活かした愛着の醸成と賑わいづくり

地元プロスポーツチームをはじめ、スポーツ団体などとの連携により、観戦や社会貢献活動などを通じスポーツに親しみ新潟市への愛着を深めてもらうとともに、賑わいのあるまちづくりにつなげます。

①地元プロスポーツチームとの連携

本市は、スポーツの振興と青少年の健全育成、市民の連帯感の醸成と地域の活性化を目的にアルビレックス新潟をはじめとした地元プロスポーツチームを支援しています。その存在は、市民に大きな夢や感動を与え、国内外に本市の魅力を大きく発信しています。

また、地元プロスポーツチームのホームタウンとして、まちの景観にスポーツを取り入れる等、スポーツの機運醸成や郷土への愛着を深めることへと繋がります。

競技力の向上などにも貢献し、世界に羽ばたくトップアスリートも誕生しています。プロスポーツチームなどトップアスリートの技術や経験を地域に還元することは、地域スポーツの活性化と裾野の拡大、次世代アスリートの発掘・育成などにもつながります。このような好循環の創出に向け、地元プロスポーツチームと地域との連携・協働を推進します。

【施策の方向】

- ◆ 地元プロスポーツチームとの連携・協働した取り組みの推進
- ◆ スポーツの機運醸成、郷土への愛着形成

②スポーツを活用した賑わいづくり

地元プロスポーツチームの試合観戦や、新潟シティマラソンをはじめとするスポーツイベントの開催等により、街中への回遊性を高めるなど、交流人口の拡大及びまちの賑わい創出に取り組みます。

【施策の方向】

- ◆ 交流人口の拡大、まちの賑わい創出

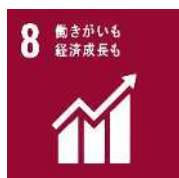


©ALBIREX NIIGATA

「スポ柳都にいがた」プランと SDGs※

本計画に掲げる取組を着実に進めることで、基本理念の実現を図るとともに、SDGs で掲げる各ゴールの達成にも貢献していきます。

SDGs が掲げる17の目標のうち、本計画と関連し達成を目指すゴールは次のとおりです。



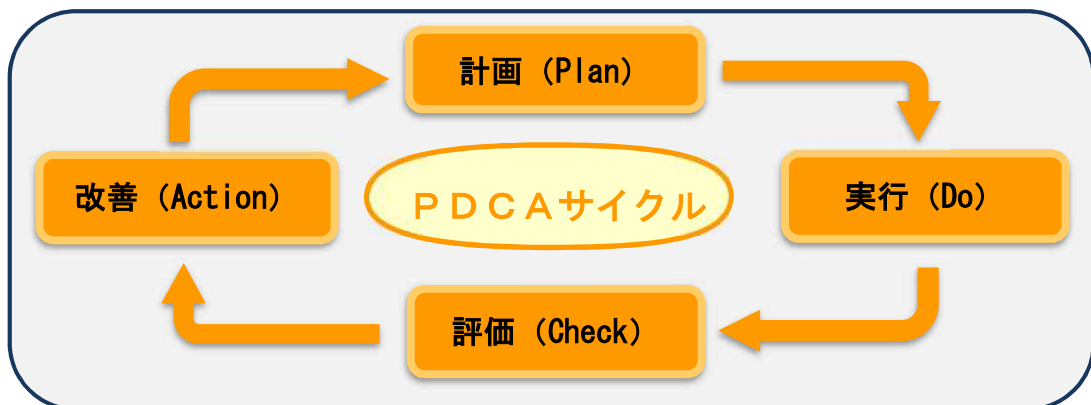
※SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27(2015)年の「国連持続可能な開発サミット」で採択された令和12(2030)年までの世界共通の目標「Sustainable Development Goals」の略称です。

「誰一人取り残されない」持続可能なよりよい社会の実現を目指し、国をはじめ全国の地方自治体で積極的な取り組みが進められています。

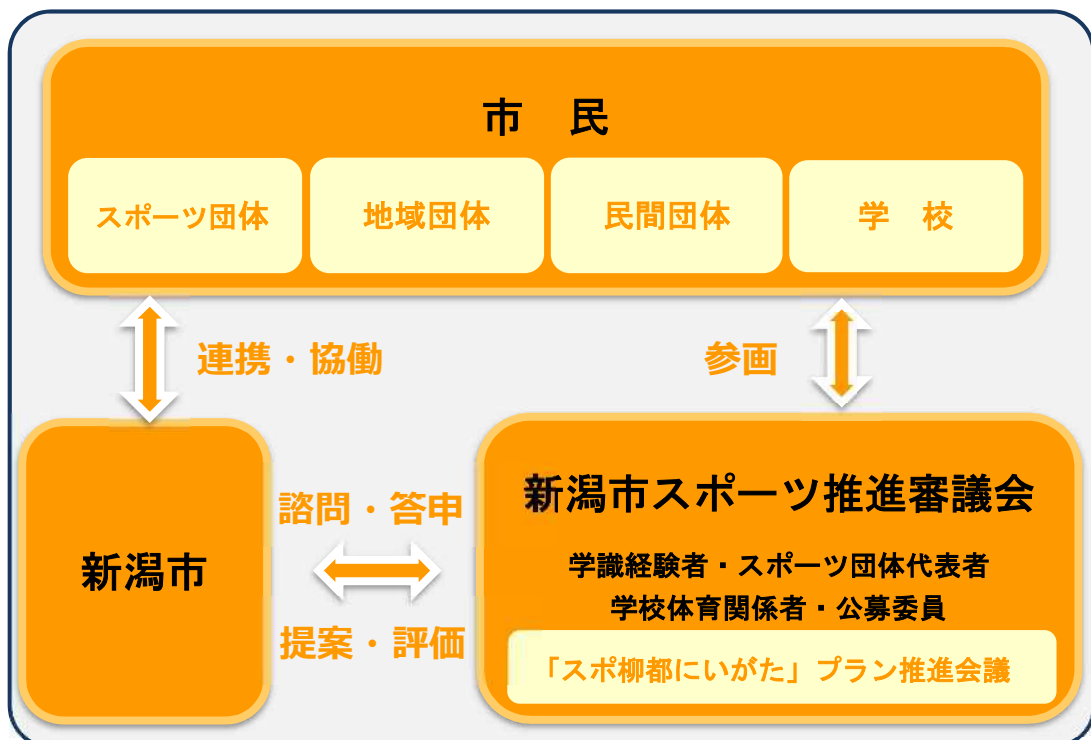
4 計画の進行管理・推進組織

(1) 本計画の進行管理に当たっては、P D C Aサイクル（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action））の考え方を基本とし、事業の継続的な改善を図ります。

また、本計画の指標や方針に掲げた項目を着実に押し進めていくために具体的な施策・事業を掲げた実施計画を策定します。



(2) 本計画の推進にあたり、関係する団体等と連携を図るとともに、スポーツ推進審議会内に「スポ柳都にいがた」プラン推進会議を設置し、施策の実施状況や数値目標などを点検・評価し、計画の適切な進行管理に努めます。



新潟市スポーツ推進審議会委員

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

区分	No	氏名	役職等
学識 経験者	1	青野光子	新潟青陵大学短期大学部 幼児教育学科長 教授
	2	太田玉紀	(医)宮仁会 猫山宮尾病院 内科部長
	3	齋藤洋一郎	新潟日報カルチャースクール 講師
	4	杉浦善次郎	新潟経営大学 学長 教授
	5	高橋直子	(株)新潟日报社 論説編集委員会 委員
	6	会長 西原康行	新潟医療福祉大学 副学長 教授
	7	山本智章	新潟リハビリテーション病院 院長
スポ ーツ 団 体 関 係 者	8	田村千恵子	新潟市インディアカ協会 理事
	9	徳田絵美	新潟市馬術協会 理事
	10	頓所理加	新潟市野球連盟 常任理事
	11	野田文江	新潟県障害者スポーツ協会 理事
	12	速水裕	新潟市スポーツ推進委員連盟 会長
	13	丸田徹	新潟県障害者交流センター 所長
	14	副会長 山内春夫	(公財)新潟市スポーツ協会 副会長
学校 体育 関係 者	15	大矢晃子	新潟市立西幼稚園 園長
	16	門倉純一	新潟市小学校体育連盟 副会長
	17	藤田淳	新潟市中学校体育連盟 事務局長
公募	18	田巻明恒	公募委員

新潟市スポーツ推進計画
第3次 「スポ柳都にいがた」プラン
【策定検討委員会委員】

No	氏名	役職等
1	青野光子	新潟青陵大学短期大学部 幼児教育学科長 教授
2	齋藤洋一郎	新潟日報カルチャースクール 講師
3	委員長 西原康行	新潟医療福祉大学 副学長 教授
4	山本智章	新潟リハビリテーション病院 院長
5	田村千恵子	新潟市インディアカ協会 理事
6	速水裕	新潟市スポーツ推進委員連盟 会長
7	丸田徹	新潟県障害者交流センター 所長
8	副委員長 山内春夫	(公財)新潟市スポーツ協会 副会長
9	門倉純一	新潟市小学校体育連盟 副会長
10	藤田淳	新潟市中学校体育連盟 事務局長

「新潟市スポーツ推進計画」

令和●年●月

編集・発行

新潟市文化スポーツ部 スポーツ振興課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地

電話：025-226-2591

FAX：025-226-0017